

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<b>発 行</b> 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	<b>発 行 日</b> 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県会計規則の一部を改正する規則	1
◎高知県財産規則の一部を改正する規則	6
<b>訓 令</b>	
◎高知県処務規程の一部を改正する訓令	11

-----  
**規 則**  
-----

高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成22年7月16日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第57号**

**高知県会計規則の一部を改正する規則**

高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第88条第1項中「物品所属替書」を「物品所属替え・分属書」に改め、同条第2項中「所属替物品受領書」を「所属替え・分属物品受領書」に改める。

第94条第1項中「第21号」を「第16号」に改め、同項第13号中「物品出納簿」を「物品出納・管理簿」に改め、同項第14号から第18号までを削り、同項第19号を同項第14号とし、同項第20号を同項第15号とし、同項第21号中「別記第78号様式の2」を「別記第79号様式」に改め、同号を同項第16号とし、同条第2項中「備品台帳」を「重要物品台帳」に改め、同条第3項中「備品台帳は」を「重要物品台帳は」に、「に規定する備品台帳の副本」を「の重要物品台帳の副本」に改める。

第96条第1項第6号中「物品出納簿」を「物品出納・管理簿」に改め、同条第2項中「備品台帳」を「重要物品台帳」に改め、同条第3項中「備品台帳は」を「重要物品台帳は」に、「に規定する備品台帳の副本」を「の重要物品台帳の副本」に改める。

第98条第1項中「について、」を「について、知事が」に改める。

第99条第1項第1号中「物品出納簿」を「物品出納・管理簿」に改め、同項第2号から第6号までを削り、同項第7号を同項第2号とし、同項第8号を同項第3号とし、同項第9号中「別記第78号様式の2」を「別記第79号様式」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項中「備品台帳」を「重要物品台帳」に改め、同

条第3項中「備品台帳は」を「重要物品台帳は」に、「に規定する備品台帳の副本」を「の重要物品台帳の副本」に改め、同条第4項中「財産出納員は、」を「財産出納員は、知事が」に改める。

第101条中「第96条及び第99条」を「第96条第1項及び第99条第1項」に改め、同条第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改める。

第107条中「別に」を「知事が別に」に改める。

第108条中「出納員」を「出先機関の出納員」に、「別に」を「知事が別に」に、「毎年3月31日現在」を「毎年3月31日現在」に、「対照検査のうえ」を「対照検査の上」に、「別記第15号様式による」を「第106条に規定する」に改める。

第113条第1項第9号中「郵便切手類現在高調書」を「郵便切手類等現在高調書」に改める。

別記第71号様式から別記第71号様式の3までを次のように改める。

**第71号様式**（第94条、第96条、第99条関係）

物品出納・管理簿（1）

課又は出先機関名

分類

ページ

品名		品質 形状		出納			管理						備考			
				受入れ 数量	単価	払出し 数量	残 数量	異動高		現在高		計				
年月日	備品 管理 番号	摘要	数量	円	数量	数量	増 数量	増 価格	減 数量	減 価格	使用	貸出し	保管	数量	価格	円

備考 1 この様式は、備品についての様式とする。

2 物品の分類ごとに別紙とする。

3 「摘要」欄は、異動高の原因となった理由（例えば、所属替え等）を記載する。

4 「品質形状」欄は、その物品の製造所（者）、形式、番号等を詳細に記載する。

5 この様式は、高知県財産規則第103条第1項に規定する別記第12号様式による物品出納・管理簿と兼ねて使用することができる。

**第71号様式の2**（第94条、第96条、第99条関係）

物品出納・管理簿（2）

課又は出先機関名

分類

品名（単位）

ページ

年月日	摘要	出納			管理			備考	
		受入れ	払出し	残	受入れ	払出し	残		
		数量	価格	数量	数量	数量	数量		数量
			円						

- 備考 1 この様式は、備品、動物、郵便切手類等、占有動産及び自動車重量税印紙を除いた物品についての様式とする。
- 2 物品の分類及び品名別に別紙とする。
- 3 「摘要」欄は、受入れ及び払出しの事由を記載する。
- 4 この様式は、高知県財産規則第103条第1項に規定する別記第12号様式の2による物品出納・管理簿と兼ねて使用することができる。

**第71号様式の3** (第94条、第96条、第99条関係)

## 物品出納・管理簿(3)

課又は出先機関名

動物名 \_\_\_\_\_

ページ \_\_\_\_\_

年月日	摘要	種類 毛色	生年 月日	性別	産地	出納			管理			備考
						受入れ	払出し	残	受入れ	払出し	残	
						数量	価格	数量	数量	数量	数量	
						円						

- 備考
- この様式は、動物についての様式とする。
  - 動物の種類別に別紙とする。
  - 「摘要」欄は、受入れ及び払出しの事由を記載する。
  - この様式は、高知県財産規則第103条第1項に規定する別記第12号様式の3による物品出納・管理簿と兼ねて使用することができる。

別記第74号様式から別記第78号様式までを次のように改める。  
**第74号様式から第78号様式まで 削除**  
 別記第79号様式を削り、別記第78号様式の2を別記第79号様式とする。  
 別記第84号様式を次のように改める。

**第84号様式** (第108条関係)

年 月 日							
高知県会計管理者 様							
出先機関出納員 ㊤							
物品現在高報告書							
年 月 日現在							
区分	単位	前年度末 現在高	決算年度中増減高			決算年度 末現在高	備考
			受入れ	払出し	差引き 増減		

備考 「区分」欄は、高知県財産規則第64条に規定する区分に従って記載する。

別記第86号様式を次のように改める。

## 第86号様式（第113条関係）

## 会計事務分担表

年 月 日現在

職名	氏名	主たる事務分担	会計職員	
			職名	発令年月日

- 備考 1 「職名」欄は、所長、学校長、次長等高知県行政組織規則等に基づき設けられた職名を記載する。
- 2 「主たる事務分担」欄は、簡潔に記載する。  
なお、併せて給与の資金前渡職員及び高知県財産規則第68条に規定する物品管理主任についても記載する。
- 3 「会計職員」の「職名」欄は、出納員、経理員又は現金取扱員のいずれか該当する職名を記載する。

別記第93号様式を次のように改める。

## 第93号様式（第113条関係）

郵便切手類等現在高調書				年 月 日現在
種別	数量	単価	金額	備考
	枚	円	円	
合計				

備考 「合計」欄は、金額のみについて記載する。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年7月20日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県会計規則別記第71号様式から別記第71号様式の3まで、別記第74号様式から別記第78号様式の2まで、別記第84号様式及び別記第93号様式は、この規則による改正後の高知県会計規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

高知県財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年7月16日

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県規則第58号

## 高知県財産規則の一部を改正する規則

高知県財産規則（昭和39年高知県規則第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「備品台帳」を「重要物品台帳」に改める。

第53条の見出しを「（公有財産に係る異動報告及び公有財産台帳への登録）」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項の規定による」に改める。

第63条第2項中「前項第1号及び第2号」を「前項第1号に掲げる物品（次条に規定する重要物品を除く。）及び同項第2号」に改める。

第64条中「次に掲げる」を「前条第1項第1号に掲げる物品であって、次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条第2号中「ものをいう」を「ものに限る」に改め、同条第3号中「次に掲げる」を「機械器具（次のいずれかの）」に、「100万円以上のもの」を「100万円以上のものに限る。」に改め、同号キを削り、同号クを同号キとし、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

（3）美術工芸品（調達した価格が1個又は1組につき100万円以上のものに限る。）

第68条第2項中「次に定める」を「次に掲げる」に改め、同条に次の1項を加える。

3 物品管理主任は、これを複数置くことができる。この場合において、それぞれの物品管理主任が所掌する範囲は、課を置かない部局の長又は課の長若しくは出先機関の長が定める。

第87条及び第88条を次のように改める。

## 第87条及び第88条 削除

第89条中「表示し、」を「表示し、台帳番号又は」に、「付して」を「付して、これを」に改める。

第3章第4節の節名中「備品台帳」を「重要物品台帳」に改める。

第99条の見出しを「（重要物品台帳）」に改め、同条第1項中「備品台帳（以下「備品台帳」を「重要物品台帳（以下「重要物品台帳」に改め、同条第2項中「課」を「、課」に、「備品台帳」を「重要物品台帳」に、「備えなければ」を「備えるとともに、年1回現物との照合を行わなければ」に改める。

第100条の見出しを「（重要物品に係る異動報告及び重要物品台帳への登録）」に改め、同条中「備品台帳の登録及び重要物品の異動報告についてこれを」を「重要物品に係る異動報告及び重要物品台帳への登録について」に改める。

第101条中「備品台帳の価格についてこれを」を「重要物品台帳に登録すべき価格について」に改める。

第103条の見出しを「（物品出納・管理簿等）」に改め、同条第1項中「物品管理簿を備え」を「物品出納・管理簿を備えとともに、適宜現物との照合を行い」に改め、同条第2項中「の定めるところによって」を「が定めるところにより、」に改め、同条第3項中「、これを」を削る。

第105条を次のように改める。

**第105条 削除**

第106条の見出しを「（重要物品増減及び現在高報告書）」に改め、同条中「現在額について」を「現在高について」に、「重要物品増減及び現在額報告書」を「重要物品増減及び現在高報告書」に改める。

別記第8号様式中「貴課室所」を「貴課所」に改める。

別記第11号様式から別記第12号様式の3までを次のように改める。

**第11号様式（第99条関係）**

重要物品台帳（自動車）

登録年月日	年	月	日	記号	番号	台帳番号	走行実績			自賠責保険	会社名
							km	年月日	km		
主管課名				出先機関名							
車名				最大積載量	kg						
車両総重量				燃料の種類							
オートマチック車の有無	有・無			価格	円						
大きさ				購入先							
総排気量				乗車定員	人						
気筒数				パワーステアリングの有無	有・無						
備考											

- 備考
- 1 台ごとに別紙とする。
  - 2 「走行実績」欄は、毎年5月末及び11月末現在の走行キロ数を記入する。
  - 3 「備考」欄は、所属替え、処分等について記入する。

**第11号様式の2**（第99条関係）

重要物品台帳（船舶）										台帳番号			
主管課名	船籍港			種類			船名		主要設備及び属具	台帳番号	個数	名称	個数
	出先機関名	長さ	幅	深さ	航行区域	最大搭載人員	進水年月	完成年月					
種目		トン数	価格	トン数	価格	トン数	価格	トン数	価格	トン数	価格	トン数	価格
用途		t	円	t	円	t	円	t	円	t	円	t	円
登録年月日	年月日												
登録番号													
信号符号													
船体材料													
速力													
異動年月日													
年月日													
・													
・													
・													
・													
・													
・													
・													
備考	1 1隻ごとに別紙とする。												
	2 「航行区域」欄は、平水、沿海、近海又は遠洋の別を記入する。												
	3 「備考」欄は、所属替え、処分等について記入する。												

備考 1 1隻ごとに別紙とする。

2 「航行区域」欄は、平水、沿海、近海又は遠洋の別を記入する。

3 「備考」欄は、所属替え、処分等について記入する。

**第11号様式の3**（第99条関係）

重要物品台帳（美術工芸品）

台帳番号

主管課名	出先機関名	資料区分	購入先	制作年	作品名	規格	異動年月日
作者							
材質							
価格	円						
備考							

備考 1 1個又は1組ごとに別紙とする。

2 「備考」欄は、所属替え、処分等について記入する。





第12号様式の2（第103条関係）

表紙

物品出納・管理簿（2）
高知県 （部課又は出先機関名）

目次

品名	ページ	品名	ページ

分類 \_\_\_\_\_ 品名（単位） \_\_\_\_\_ ページ \_\_\_\_\_

年月日	摘要	出納			管理			備考
		受入れ	払出し	残	受入れ	払出し	残	
		数量	価格	数量	数量	数量	数量	
			円					

- 備考 1 この様式は、備品、動物及び郵便切手類を除いた物品についての様式とする。  
 2 物品の分類及び品名別に別紙とする。  
 3 「摘要」欄は、受入れ及び払出しの事由を記入する。  
 4 この様式は、バインダー式とすることができる。  
 5 出先機関にあっては、高知県会計規則第96条第1項第6号に掲げる様式によることができる。  
 6 理科教育振興法（昭和28年法律第186号）、産業教育振興法（昭和26年法律第228号）及び高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和28年法律第238号）に基づき購入した物品については、それぞれの設備台帳と兼ねることができる。

第12号様式の3（第103条関係）

表紙

物品出納・管理簿（3）
高知県 （部課又は出先機関名）

目次

動物名	ページ	動物名	ページ

動物名 \_\_\_\_\_ ページ \_\_\_\_\_

年月日	摘要	種類 毛色	生年 月日	性別	産地	出納			管理			備考
						受入れ	払出し	残	受入れ	払出し	残	
						数量	価格	数量	数量	数量	数量	
						円						

- 備考 1 この様式は、動物についての様式とする。  
 2 動物の種類別に別紙とする。  
 3 「摘要」欄は、受入れ及び払出しの事由を記入する。  
 4 この様式は、バインダー式とすることができる。  
 5 出先機関にあっては、高知県会計規則第96条第1項第6号に掲げる様式によることができる。

別記第14号様式を次のように改める。

**第14号様式 削除**

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年7月20日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の高知県財産規則別記第11号様式から別記第12号様式の3までは、この規則による改正後の高知県財産規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

-----  
**訓 令**  
-----

**高知県訓令第11号**

本 庁  
各出先機関

高知県処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成22年7月16日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県処務規程の一部を改正する訓令**

高知県処務規程(平成8年3月高知県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第14条第3号を次のように改める。

(3) 重要物品台帳

第14条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第19条第3号を次のように改める。

(3) 重要物品台帳

**附 則**

この訓令は、平成22年7月20日から施行する。